

## 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー制度規則

(平成10年12月4日制定)  
 (平成24年12月21日改正)  
 (平成25年4月1日改正)  
 (平成25年11月29日改正)  
 (平成27年2月6日改正)  
 (平成27年8月7日改正)  
 (平成27年11月27日改正)  
 (平成28年4月1日改正)  
 (平成29年1月27日改正)  
 (平成29年8月18日改正)  
 (令和元年8月23日改正)  
 (令和5年1月20日改正)  
 (令和6年11月8日改正)

## 第1章 総則

(目的・名称)

第1条 この制度は、超音波の進歩発展に伴い、公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。 )が、超音波あるいはそれに関連する基礎及び応用についての理工学の学識と経験が専門レベルに達し、研究及び開発を自立的に行え、かつ指導できる理工学研究者を超音波工学フェローとして認定し、超音波並びに関連学問領域の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

2 前項において認定する超音波工学フェローは、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー(英文名「Engineering Fellow of the JSUM」略称「EJSUM」)(以下「工学フェロー」という。 )という。

(運営機関)

第2条 本会は、この制度の維持と運営に当たるために、定款第4条に基づき、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー認定審査委員会(以下「本委員会」という。 )を置く。

2 本委員会に関する規定は、別に定める。

## 第2章 工学フェローの認定

(認定)

第3条 理事長は、本会が公募により提出のあった認定審査申請書に基づき、本委員会が審査し、適格と判定した者を理事会の議を経て工学フェローと認定し、認定証を交付する。

2 認定を受けた工学フェローについては、工学フェロー一覧にて公示する。ただし、工学フェロー一覧への公示を希望しない者は、本委員会に連絡すること。

第4条 工学フェロー認定審査は、毎年1回審査により行う。

2 認定審査の実施要項は、会誌等に公示する。

3 認定審査施行に関する規定は、別に定める。

(申請資格)

第5条 工学フェロー認定審査を受ける者は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

一 超音波あるいはそれに関連する基礎及び応用についての理工学の学識と経験が専門レベルに達し、研究及び開発を自立的に行え、かつ指導できる理工学研究者であること。

二 申請時において、5年以上継続の本会正会員、シニア会員、名誉会員又は功労会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。 )のいずれかであること。ただし、学生会員から種別変更をした者は、学生会員の会員歴も含むことが出来る。

三 申請時において、超音波あるいはそれに関連する研究及び開発歴(大学院修士課程及び博士課程を含む)が5年以上あること。

(申請)

第6条 工学フェローの認定を申請する者は、別に定める書類を、期間中に理事長に提出しなければならない。また、申請料として5,000円を納付しなければならない。

## 第3章 工学フェローの資格の更新と喪失

(更新)

第7条 工学フェローは、認定を受けた年から5年を経る時に資格更新の認定を受けなければならない。

2 資格更新に関する規定は、別に定める。

(喪失)

第8条 工学フェローは、次の各号の事由によりその資格を喪失する。

一 工学フェローとしての資格を辞退したとき。

二 資格更新の申請を行わなかったとき。

三 資格更新が認められなかったとき。

四 本会正会員、シニア会員、名誉会員又は功労会員としての資格を喪失したとき。

(取り消し)

第9条 理事長は、工学フェローとしてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会及び理事会の議を経て工学フェローの資格を取り消すことができる。

## 第4章 補則

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

(諸規約)

第11条 この規則の施行について、別に定める。

## 附則

- 1 この規則は、平成10年12月4日から施行する。
- 2 この規則の改正は、平成24年12月21日から施行する。
- 3 この規則の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規則の改正は、平成25年11月29日から施行する。
- 5 この規則の改正は、平成27年2月6日から施行する。
- 6 この規則の改正は、平成27年8月8日から施行する。
- 7 この規則の改正は、平成27年11月27日から施行する。
- 8 この規則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 9 この規則の改正は、平成29年1月27日から施行する。
- 10 この規則の改正は、平成29年8月18日から施行する。
- 11 この規則の改正は、令和元年8月23日から施行する。
- 12 この規則の改正は、令和5年1月20日から施行する。
- 13 この規則の改正は、令和6年11月8日から施行する。